

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和7年山形県教育委員会4月定例会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、和田委員と丹治委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。

初めに、(1)「教育長職務代理者の指名について」、私から報告いたします。

<教 育 長>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、4月1日付けで、小関委員を第1職務代理者に、工藤委員を第2職務代理者に指名させていただきました。

両委員には、今後、各種会議への出席など色々とお力をお借りすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

⑤議 事

<教 育 長>

それでは、これより議事に入ります。

議第1号「博物館法に基づく博物館の登録について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

<生涯教育・学習振興課長>

博物館法に基づく登録については、現在、14施設あり、このうち2施設が既に登録されております。

今回、山形県立博物館から申請がありましたので、審査の概要について御説明申し上げます。

議1-1をお願いします。県立博物館は昭和46年に開設し、既に旧博物館法による登録をしているところです。また、今回の申請に当たり、分館である教育資料館分館も併せての登録申請となっております。設置者は山形県であり、所在地については、山形県立博物館は山形市霞城町、教育資料館は緑町です。

資料1-2を御覧ください。博物館法に基づく博物館の登録ですが、

本館は昭和 46 年 4 月、教育資料館は昭和 55 年 10 月にそれぞれ開館しております。自然系の地学・植物・動物の 3 部門、人文系の考古・歴史・民俗・教育の 4 部門の計 7 部門について、資料の収集・保管、調査研究、展示等を行っております。

今回の登録に当たり、博物館等登録審査会を開催しております。3 月 25 日に、生涯教育・学習振興課長、生涯学習主査、主事の 3 名で審査を行いました。議 1－3 を御覧ください。審査会での審査結果です。「1 設置者」については、都道府県の設置ですので、印はついておりません。「2 博物館資料の収集」、「3 学芸員その他職員の配置」、「4 施設及び設備」、「5 開館日数」について、提出のありました資料を確認し、適当であるという結論に達しております。

議 1－4 を御覧ください。登録に当たり、学識経験者の意見を聴取することになっております。今回は東北歴史博物館長の小島先生に御意見をいただいております。意見については記載のとおりですが、現状において登録博物館として十分にふさわしい諸条件を満たしており、適当と認めるとの御意見をいただいたところです。審査会の有識者の御意見を踏まえ、今回、登録が適当と審査したところです。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次の議第 2 号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第 2 号は秘密会にて審議 》

⑤閉 会

<教 育 長> 以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。